

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会

第6回「古都保存行政の理念の全国展開」小委員会

日 時 平成18年6月23日（金）

13：00～15：10

場 所 国土交通省（中央省庁3号館）6F局議室

（議 事 録）

○事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから始めさせていただきたいと思
います。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それでは
ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会第6回古
都保存行政の理念の全国展開小委員会を開催させていただきます。

私、事務局を務めさせていただきます国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境
推進室長の角南でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日もご出席いただいております委員、臨時委員、専門委員は11名中6名でございまし
て、本委員会の議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告させてい
ただきます。

なお、B委員、C臨時委員、F専門委員、G専門委員におかれましては、本日も都合に
よりご欠席でございます。それからA委員におかれましては、少し遅れるとの連絡が入っ
ております。

本日は「古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告（案）」についてご議論をいただく
こととしております。

その後、前回予定しておりましたセーラ・マリ・カミングス専門委員から委員発表とし
てお話を伺って討議を進めさせていただきたいと思っております。

本来であれば、先に委員発表をいただいて、それを踏まえて小委員会報告（案）をご議
論いただくべきところでございますけれども、本日3時から引き続き部会がございまして、
そちらの方に小委員会報告を報告していただくという関係がございまして、修正等が入
った場合に、その辺の時間をいただきたいということで、大変申し訳ありませんが、先に報
告（案）についてご議論いただいて、その後、委員発表ということにさせていただきたい
と思っております。

セーラ専門委員におかれましては、報告（案）の議論の際には是非ご意見をいただければ
と思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずお手元の資料について確認をさせていただきたいと思っております。資料リストがありま
すとおおり、本日は資料7まで用意させていただいております。ご確認いただければと思
います。よろしいでしょうか。

それでは早速審議に入らせていただきたいと思います。これからの進行は委員長にお願
いしたいと存じます。委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 では第6回、最終回でございますが、古都保存行政の理念の全国展開小委員会を始めたいと思います。本日の議題は2点ございまして、1点目が古都保存行政の理念の全国展開小委員会の報告（案）をまとめるということでございます。2点目が前回ご欠席されましたが、今日ご出席いただいております、セーラ・マリ・カミングス専門委員から委員発表をお願いし、また、非常に様々な楽しい資料をご用意いただきましてありがとうございました。

では、議事の進行につきましては、本日のご意見をもとに、まだ若干加筆修正が入る可能性もありますので、それを入れて刷るという事務的な時間もございまして、まず最初にこの小委員会報告（案）についての議事を先に進めたいと思っております。おおむね時間としましては、どのくらいがよろしいですか。セーラ専門委員の発表の時間がございしますので、時間配分とか、議題1はいつごろまでに終了させた方がよろしいですか。

○事務局 セーラ専門委員の発表と質疑応答に30分ぐらいはとっていただきたいと思っております。それまでに報告（案）の議論が終わってればありがたいなと思っております。

○委員長 1番目の委員会報告（案）は、できれば2時までには終わるといことで、ちょうど切りがいいものですから、そんなところで是非、早めに終われば少し途中の休憩時間も長くとるといことにしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

では早速議事の1番目に入りたいと思っております。前回の5月25日に開催されました第5回小委員会では、小委員会報告に盛り込むべき事項案について議論し、その後、事務局から皆様のご意見を反映させた形でパブリックコメントを行うとともに、ご意見の紹介をさせていただいたところです。

本日配付しております資料2-1が現時点での案となっておりますので、まず事務局からその内容につきましてご説明いただきまして、その後この報告（案）に対する審議を行いたいと思っておりますが、よろしゅうございませうか。

では、そういうことで早速でございますが、再度ご説明お願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○事務局 それでは事務局から小委員会報告（案）についてご説明をさせていただきたいと思っております。今委員長からご説明がありましたように、前回の小委員会で、小委員会報告に盛り込むべき事項についてご議論いただきまして、それを踏まえてパブリックコメントを実施させていただきました。パブリックコメントを実施した案につきましては、それぞれ小委員会の委員の先生方に送らせていただいたところでございます。その後パブリッ

クコメントに対する意見、並びに各委員から再度、意見をちょうだいいたしまして、本日は、それらを踏まえて小委員会報告（案）というものを取りまとめさせていただいております。それが資料2-1でございます。

それから、資料2-1参考という方に、文章は同じですが、各委員の意見を反映させた部分を赤字、パブリックコメント意見の反映部分を青字という格好で作ったものを用意させていただいております。

それから1つ資料を飛ばして3-1、こちらの方で小委員会報告（案）に対する各委員の意見と対応等についてということで、パブリックコメントの送った案に対して各委員から意見をいただきまして、それを本日踏まえた格好での案を作っております。それへの対応を資料3-1でまとめてございます。

資料3-2、こちらがパブリックコメントを実施した結果でございます。これも踏まえて本日は案ができていうところでございます。

そういうことで、まず最初に3-1をご覧くださいと思います。各委員からパブリックコメントとして出したものに対して案をいただきました。3-1にございますように、1つは全般に対するご意見、それから個別修正意見という格好でいただいたところがございます。

まず全体のトーンについて、今、地方分権に対する揺り戻しが来ているので、積極的に国として打って出るべきだろう。特に市町村というのは日常生活の幸福に係るような行政を担うことは可能ですけれども、歴史的風土の保存というような専門性を有する行政は、やはり国がかかわるべきではないかというご意見をいただきました。

歴史的風土については、概念は非常に広いということで、ハードなものだけではなくて、目に見えるいろいろなものが、全体が入っている。祭り等も大事というようなご意見もいただきました。

古都保存行政については、今まで取り組んだ経験を何らか反映させるべきだというご意見をいただいております。

国の役割については、それぞれ地域の独自の文化であっても、何らかの共通項がある。それを国が考える視点が大事だというご意見をいただきました。

国土交通省の役割として、リーダーシップをとって、歴史的・文化的資産の保存・活用型の開発を推進してほしいというご意見をいただきました。これについては、報告（案）全体に反映をさせていただいているというつもりでございます。

それからその下、個別意見でございますが、歴史的風土を守るという際に、なぜ古いものを守るべきかということを加筆すべきだ。それについてはやはり、先祖の精神的風土、こういったものを大事にするということを書くべきではないか。あるいは経済的合理性を超えて守るといふことも書く必要があるのではないかというご意見をいただきまして、修正案とありますけれども、めくっていただくでございますが、1（2）のところに赤字で書いているようなものを追加させていただいております。

続いて個別意見の2つ目でございますが、風土に根ざした地場産業の風景、伝統的行事が重なって都市の特質が形成されているというのはそのとおりだけれども、塩漬けにならないようにする必要があるというご意見をいただきました。ついては、その右側にありますように、歴史的風土は今後の人々の創造的な活動の積み重ねにより、さらに美しく磨かれ、後代に継承されるべきものという表現を追加させていただきました。

3点目ですが、「復元」という言葉は「復元・整備」と整理すべきでしょうというご意見をいただきまして、すべてそういう整理をさせていただきました。

4点目ですが、維持管理の困難性の中で、原文では維持管理が大変だということだけ書いてありましたが、それに対して、既にNPO等が地道にもう行っていると、そういったものを活発化させるような取組みが必要というような記述を書くべきではないかというご意見をいただきまして、2（3）のところにそういう活動が既にあるということを書かさせていただきました。3（3）のところ、アンダーラインがつけてありますけれども、当該土地・資産の所有者のみならず、住民、行政、公共マインドを有する民間、専門家等、多様な主体の理解と協力と参加が必要であるということ、次のページに行きまして、そういった多様な主体の参画を促し、取組みを活性化させるためにいろいろな取組みをする必要があるという記述を追加させていただきました。

その次でございますが、まちづくりの中でマスタープランにしっかり位置付けるべきだということは書かせていただきましたが、その前提として、歴史的・文化的資産の存在について自治体はしっかり把握すべきだろうというご意見をいただきました。ついては、右側にありますような記述を追加させていただきました。

その下、関連法制度等についての周知が十分ではないという中で、地方公共団体のことだけ書いてあったのですが、一般国民に対しても大事だろうというご指摘をいただきまして、「国民」という言葉も追加させていただきました。

その下でございますが、表現ぶりとして、「何とかに資する事業制度の一層の活用」とか、

あるいは「何とかに資する都市公園事業の一層の活用」というような記述では弱いのではないかと、あるいは「歴史文化の学習や歴史観光の場の創出を図るため」では条件づけが狭いのではないかとのご指摘をいただきまして、右にありますように、順番を逆転させまして、「関連事業制度の活用等により新たな価値の創出を図ることも必要」、あるいは「都市公園事業等の活用により、歴史的・文化的資産の防災性の向上や、歴史文化の学習、歴史観光の場の創出を図ることが必要」という表現に修正させていただきました。

4 ページ目に移りまして、歴史的風土を損なっている既存不適格の物件について何かできないかというご指摘をいただきました。ついては、右にありますように、まず取組みの必要性として、当該風土にそぐわない物件や活動の改善などの取組みが必要ということを書かさせていただきまして、あわせてそれを実現するためのプロセスが必要だということ、下のような格好で、多様な主体が当該風土を活かしたまちづくりについて合意し、ルールを設けて実践するプロセスの確保を図るべきであるということと、その上で景観地区制度の活用によって、保存・継承するにふさわしい歴史的な風土の創出にも取り組むべきという表現を追加させていただきました。

最後でございますが、3（3）のところに、「当該資産に係る公的規制とのバランスに配慮した評価のあり方等について引き続き検討」ということで書いておりましたが、曖昧でよく分からないということで、明確に書くべきというご指摘をいただきまして、「当該資産に係る公的規制とのバランス、国と地方の役割分担に配慮した支援措置等について引き続き検討が必要である」という表現に改めさせていただきました。

続いて3-2をお願いいたします。パブリックコメントを受けた内容とそれへの対応でございます。まずパブリックコメントは6月7日から6月20日まで2週間実施させていただきました。これに対して44通の意見提出をいただきました。めくっていただきますと、その内容が出ておりまして、小委員会報告（案）の内容の修正に関わるご意見が14件、報告（案）全般に対する感想、あるいは今後の施策展開に関わるご意見・ご提案というのが98件ございました。この件数は44通の中、それぞれを分解してカウントしてまいりますので、総計は一致しておりませんが、こういうことになっております。

まずそのうち、修正意見についてのところを見たいと思います。次のページのところでございますが、「はじめに」というところと、1の（1）、（2）については特にご意見はございませんでした。

（3）の歴史的な風土の保存・継承におけるまちづくりの役割の重要性のところについ

では、次のページにかかっていますけれども、ご意見をいただいております。地方では文化財保護と産業振興という関係について非常に深刻な状況を抱えているということで、産業振興あるいは商店街振興の名のもとに一切を飲み込まれてしまう危険性を感じるということ、それから、人任せでなくて住民自身が地域資産を守り、継承すべきという理念も明記すべきということで、これらの趣旨を踏まえて3（3）において加筆修正を行っております。

それから、2の歴史的な風土をめぐる状況と課題という中で、歴史的な風土に対する住民等の価値意識のところで、住民等と括るだけでなく、企業、行政も入れてほしいということで、これもそのとおり修正をいたしました。

（3）の維持管理の困難性のところで、財政的な負担ということを我々は既にご書いていたんですが、それだけでなく、生活様式の変化という観点、あるいはそれに対応するための技術の観点を書くべきではないかというご指摘をいただきまして、ご指摘を踏まえて修正をいたしました。

次のページに移っていただきまして、3の（1）歴史的な風土の保存・活用を軸としたまちづくりの展開というところで、「保存・活用」という言葉を「保存・活用・復興」というふうにできないかというご意見をいただきました。この方の趣旨については、歴史的・文化的資産の復元・整備の視点が重要だというご趣旨と理解しておりまして、これについてはもう既に3（3）に記述しているということで、原案を維持ということにさせていただいております。

市民の日常生活を通じて保存・活用が図られる歴史的風土については、従来の都市行政手法の踏襲だけは不適切ではないか、まちづくりを日常的に進めていく上での必要性について合意し、実践するためのプロセス、あるいは制度的支援が必要ではないかというご意見につきましては、その趣旨を踏まえて記述を追加してございます。

その下のまちづくり交付金等の補助メニューの活用も書いてはどうかということで、これもそういう趣旨を踏まえて修正をいたしました。

その下にあります、国として保存・継承する施策を、法制面、事業面、税制面から検討すべきという表現、これだけでは抽象的ではないかということで、2（3）の捉えている状況は地方自治体からいえば非常に重要だと、ついてはもっと方向性を書いてほしいということ。その下のマルも同じです。目指していることをもっとはっきり伝えたほうがいいというご意見もいただきました。

その次のページには、教育水準が非常に高い我が国においては、地域の方で熱心でないところについては、それもあまり必要性がないのではないかと。国としては積極的にやっているところを手伝うという方向性が必要ではないかというご意見をいただきました。

今回の報告では、国民共通の資産としての歴史的風土をまちづくりの中でしっかり保存・継承する必要があるということ、そのために歴史的風土の保存・活用を軸として積極的に活用されるよう発想を転換すべしということと、そういった歴史的風土の保存は地方公共団体任せにせず、国としてしっかり対応すべきということを提言してございます。

したがって、歴史的風土の保存には地域の熱意が不可欠ということについては、我々十分認識しているんですけれども、これのさらに具体化については、本報告を踏まえて政府において検討ということで、表現ぶりは今のままにさせていただくということにしております。

(2) のところですが、お二方ご意見をいただいております、関係省庁の連携が必要であろうというご意見をいただきました。これもその趣旨を踏まえて追加をいたしました。

(3) でございますけれども、まだまだ協働意識の低い行政職員、市民が多い。ついては意識の啓発と人づくりにしっかり投資をしてほしいというご意見がございます。これもその趣旨を踏まえて修正をいたしました。

それから、従来の「土地買入れ」だけでは点的な対応に過ぎない。持続可能な維持管理が必要不可欠ということで、地域内・外を意識した循環・還元システムの構築が必要ということをおっしゃっております。これも趣旨を踏まえて修正ということにさせていただきました。

専門家の活用が必要というご意見もいただき、これも趣旨を踏まえて修正ということで対応させていただいております。

めくっていただいて、3の全般的な感想、あるいは今後の施策に対する意見、ご提案のところ、ここは詳細は省かせていただきますけれども、全般的な意見についていうと、基本的には大いに推進すべき、今非常に時宜を得た取組みだということで、積極的な評価をいただいております。

国の役割に期待することについていうと、市街地における景観の形成、保全については国が一定の責任を果たすべき、あるいは市町村をはじめ都道府県、国とそれぞれの役割分担をして、手厚い補助や援助が図られるべきというようなこと。それから、古都に準ずる

都市の保存・継承ということも必要というご意見もいただきました。

一方で、今回、古都保存行政の対象を拡大することによって、現行法で指定されることに対する支援が薄まって、せっかく今残っているものが失われることがないように配慮してほしいという声もございました。

あとは具体的な施策展開についていろいろいただいております。これについては、この報告を受けて、私ども具体的な施策を展開する中で参考にさせていただく予定にしております。

以上を踏まえて、報告（案）の方に移らせていただきます。2-1の参考をご覧くださいできればと思います。めくっていただきまして、報告案の「はじめに」というところは、パブリックコメントの段階からいじってございません。ここでは、この古都保存小委員会報告の背景と位置づけを書かさせていただいているところでございます。これはパブコメのままとさせていただいております。

めくっていただきまして、2ページ目、「全国の歴史的な風土の保存の必要性」のところについていいますと、(2)の「国民共通の資産である全国の歴史的な風土」のところで、赤で書いてますようなところについては委員のご意見を踏まえて修正をさせていただきました。

同じく(3)でございますけれども、3ページですけれども、これもこの赤の部分について、委員のご意見を踏まえて修正をさせていただいたところでございます。

2の「歴史的な風土をめぐる状況と課題」につきましては、4ページ目のところ、まず(2)の住民の価値意識のところ、住民だけではなく、地域の行政、企業、そういったものの表現、この青のところを追加しております。あるいは生活様式の変化といったようなものも、これはパブリックコメントの意見を踏まえて修正をさせていただきました。

(3)のところにつきましては、この赤字の部分について、委員の意見を踏まえて追加をさせていただきました。

5ページでございます。3の「古都保存行政の理念の全国展開に向けて」の(1)でございますが、ここではまず、赤のところ、「当該都市のたどってきた歴史と、市街地に残る有形・無形の歴史的・文化的資産の現状を踏まえ」という表現を追加させていただきました。

真ん中のところにあります赤字の「や国民」あるいは「や事業」という部分については、それぞれ委員、パブコメの意見を踏まえて追加をさせていただきました。

5 ページの一番下から 6 ページにかけてのところにつきましては、まず青の部分はパブコメの意見を踏まえて省庁間の連携ということを書かさせていただきました。

赤字でございますけれども、これにつきましては、それぞれ各委員からいただいた意見を踏まえて修正させていただいております。内容につきましては、先ほど各委員からの意見に対する対応のところでご説明をさせていただいたところでございます。

最後、7 ページの「おわりに」のところは、この小委員会としての思いを端的な言葉でまとめていただいた部分でございます、これはパブコメの段階のものをそのままにさせていただいたところでございます。

以上、現時点での報告の案、ご説明させていただきました。よろしくご審議いただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。

では、ただいまご説明いただきました報告（案）につきまして、ご意見等ございましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いします。

○H 専門委員 最初の読んだところに書いてあるところが、常に民間で努力しているところを、その力を伸ばそうというところは踏まえているように思うんですが、ただ、NPO などという表現の仕方がだめだと思います。やっぱり NPO を財団法人、社団法人、及び民間企業まで書いてほしいんです。

というのは、この読み方だと、NPO だけにしかあげられないようにとられてしまって、やっぱり民間企業の中には NPO 以上に努力をしているところがあるわけで、そういうところを指定して、力のあるところは結局みんな NPO 法人をつくろうとして、日本をおかしくしてしまっているのはこういう表現の仕方だと思いますから、ぜひ「など」じゃなくて、1 行ぐらい延びても問題ないので、明快にしてください。

○委員長 今のご意見に対してはいかがですか。

○事務局 修正させていただきます。

○H 専門委員 ありがとうございます。

○委員長 ということで、なるべく即答でよろしくお願いします。

じゃあ、またどなたでも結構ですので。一通りいただいた後、委員としての私も、細かい字句についてはちょっと要望は述べさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○H 専門委員 NPO も、例えば学校とかほかのところも含まれるかどうか。だから、一

応リストアップしたほうが間違いがないと思いますので、是非よろしく申し上げます。以上です。

○委員長 最終報告（案）から検討に入ってますので。

○H専門委員 ありがとうございます。

○I専門委員 いろいろとお願いしたことがかなり取り入れていただいておりますので、大変ありがたいなとまずお礼を申し上げます。

ただ、そのときに私も申し上げてなかったのかもしれませんが、実はこの中でもマスタープランのこととか触れてはあるわけですが、例えば私ども、鎌倉を見学させていただきました。そして段葛（だんかずら）の両側の町並み景観というものが、もう少し何とかならないだろうかという意見を皆さんお出しになられたと思うんですが、つまり、1つの都市の中において、緑地の保存というものは、鎌倉は非常に大きな実績を上げておられる。それに対して都市の景観という部分で必ずしもバランスが十分とれてないような、マンパワーも含めて、あるいは専門性も含めて、都市全体としての総合的な取り組みというのがもう少しできないだろうかという意見が多かったんじゃないかと思います。

そのことというのは、この古都保存行政の関連でいえば、要するに古都保存という、ある意味では非常に質の高いまちづくりの政策だと思うんですが、そのレベルを要求されている都市、国民から期待されている都市については、都市計画とかマスタープランとかというレベルでかなりレベルの高いものをもっとねらっていただくといいたいまいしょうか、総合性というものをもうちょっと強く打ち出すことはできないだろうか。それは地方自治がやっているんだからしょうがないんだよという話ではなくて、なぜこういうことを上げるかという、都市計画法というのはわりと大きな器にはなっておりますけれども、その中での個々のいろいろな地区というものの相互の連携性といいたいまいしょうか、あるいは質のある程度の維持みたいなものの意味で、必ずしも、どんなメニューでもチョイスして適当にやっつけていいんですよみたいな感じになっているのではないかと。

その辺をもう少し、総合性という言葉で表現していいのか分かりませんが、様々な制度がもうちょっと連携してきっちり組み合わせさせて、鎌倉に来た価値があるなという感じにどうしたらなるのであろうかというのが、ちょっとこの中を拝見した中で、例えば緑三法の話が書いてあります。しかし、もうちょっと連携性についてうまく表現することはできないかというのが、ちょっと心配しているところであります。

○委員長 今のご指摘についていかがですか。具体的に加筆すべき箇所があるかどうか

ということで、ご回答いただければと思いますが、それについてまたいろいろ議論はしたいと思えますけれども。

○I 専門委員 ぼんやりと、とりあえずちょっと考えておいていただいてもと思えますけれども。

○事務局 私ども事務局としては、5ページの3の(1)のところに書いてますように、従来の古都は、正に言われるように、周辺の緑、山を守るという側面が強かったんですけども、古都以外の歴史的な風土と考える場合には、市街地における歴史的・文化的資産というような部分が相当出てくるということで、それを意識して、例えば3の(1)の最初のところで、歴史としての市街地に残る歴史的・文化的資産やということで書かさせていただいたり、あるいは総合性という観点でいうと、従来もいろいろな取組みはあるんですけども、それがどうも部分部分といいますか、相互性がなかった部分もあるので、むしろそれを転換して、歴史的な風土の活用を軸として、4行目に書いてあるんですが、そういうものが積極的、有機的に活用されるよう、発想を転換する必要があるというようなことも書かせていただいて、正に言われているようなことを意識して書いたつもりでございます。

あわせて、その下の4行ぐらいのところにマスタープランの話が出ておりますけれども、都市計画のマスタープランだけでなく、例えば景観計画等も含めて、そういう総合的な取組みをやっていくということが必要だという意識で書いているつもりでございます。

○委員長 具体的に、例えばこういう形の加筆が可能かどうかをちょっと今ご意見伺いたいんですが、今の質疑を踏まえてですけども、5ページの3(1)の1段目はこれで結構だと思うんです。2段目のところだと思いますが、例えば、1つの案です。3行目でございますけれども、歴史的な風土を活かしたまちづくり、あるいは総合的なまちづくりを推進する必要があると、あるいはまちづくりの方針を確立する必要があるというふうに1回そこで止めて、そのためにまずマスタープランをきちんとやりなさいと。さらに続いていろいろな今の現行諸制度も頑張ってやりなさいというぐらいにすると、もう少しすっきりしてくるような気がします、今のちょうどI 専門委員のご意見と、事務局のご回答を見て、今その場で実はちょっと思った次第で、いかがですか。その辺は書き込んでもそれほど全体の趣旨を変更しているわけではないと思えますが、どうでしょうか。それは1つの司会としての意見を言っているの、伺いたいのですが。

○I 専門委員 私の方でもう1つ、何を私がイメージしているかがちょっと伝わりにくい

のかかもしれませんが、例えば中国は100名城というのを政策としてやっています。この都市についてはしっかりやるぞという、少なくとも中央政府の意思はわりと明確だと思うんです。古都というのは、古都についてはやるぞという非常に明確な国家の意思があるわけですが、じゃあそれにつれてほかの政策レベルもきちっと上げてくれているかという、それはまた別個の問題みたいな感じにちょっとなっている気がしまして、古都というレベル、あるいは国のレベルで関与して、きちんとしたいいものを守ろうと言っているところについては、ほかのものについてもきちんとしたあるレベルをちゃんと維持せよということが、もっと明確に出せないのかと。そうでないと、せっかく国民の金をそこにつぎ込んでいるにもかかわらず、鎌倉のようなことが起きるということになる。

それを何とか食いとめるためには、例えば既存の不適格の変なものについては取り壊すというような話が後に出てきて、非常にいいんですけども、おそらくフランスなんかの保存地区の場合には、はっきり保存計画の中に、このビルは壊すというのが赤く塗って地図の上に明示されているわけですが、かなりレベルの高い景観計画についても実現している国があるわけです。そういう意味では、もう少し日本がこの古都というものについて、緑だけではなくて景観のレベルまできちりレベルを上げられないだろうかということでもあります。イメージとしてはそういうことなんです。どう表現するかはちょっと、私もここをこうすればということが申し上げられなくてすみません。

○委員長 今のご指摘も踏まえていかがですか。修文等は後でもう1回まとめてご意見をいただくことで結構ですから、ただどうするかという方向だけ。

○事務局 I 専門委員のご意見、最初の意見と今のご意見を踏まえて、どんな修文案ができるか検討したいと思います。

○委員長 じゃあ少しまだ時間もありますので、あと私の提案もちょっとまた検討の1つにしておいてください。何か1か所切ったほうがいいんじゃないかというのは、文章を今読んで、ともかく歴史的な風土を活かしたまちづくりを行う必要があるというのをぼんと言いつつ切ってしまった方がいいのかなと私はちょっと今思いました。また他どなたからでも結構ですので、どうぞD臨時委員。

○D臨時委員 私は結局何も意見を言ってないんです。今日言うところなんですが、パブリックコメントが出てきてから、どんなふうな雰囲気かなと思って考えていたんです。大体とにかく押さえるべきことはよく出ているという印象で、大変良いものができたのではないかなと思います。

1つですね、歴史的風土の維持というのは、ハードというか、形あるものをさわるという面と、それに対して価値観があるんです。里山なんていうのは、いいなと言いだしたのは我々の世代だと思うんです。かつてはそういう当たり前の価値ってなかなか気がつかない。価値観の変化があると思うので、何かこの価値観の変化というようなものにもうまく対応できるようなというのは、どこか表現であったかなと思うんですけれども、土木的、あるいは建設的行政の中に文化行政的なものが入るわけですから、価値観というのは当然これまでと違った質の価値観というのが入ってくるのではないかと。そういう変動に対してどう対応するかというか、それは法的に書けるのは、人間組織に対して、組織的なものを、そこから上がってくる意見をちゃんと取り込むということでもいいのかもしれませんが、ひょっとすると、前文といいますか、「はじめに」とか、あるいは理念とかというところで、何か少し歴史観とか価値観というのは変わることがありますので、その辺に対する対応がどこか最終的な案のときまでに私も考えたいと思うんですけれども、という考えを持ちました。

それとちょっと似ているんですけれども、土地や地形というのは風土を形成する非常に大事な骨格なんですけど、どなたかの委員の意見で、これは大変いいと思ったんですけれども、それは年中行事という、まさに人為的というか、人工的なんですけど、その年中行事がハードであるところの地形や土地というのを支えている、それから景観・風土を支えているというのがあるんです。

年中行事の継続とか維持とか保護とか、それこそ復元だとか復興みたいなものは、どこかでうまく読み取れるようになっているのか、あるいはあえてそれはちょっと入れにくいので、ここはそういう意図で書いたんだというところがあつたら教えていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

まず1点は、1ページ目のところに、古都保存法40周年目を迎えて、やはりこの間の、歴史的風土というのは重要だということは、おそらく共通認識だと思うんですが、それに対する何をもってという価値観も大分変わってきたんじゃないかというご指摘だと思いますので、少し書き込むかどうかですね、これが1点今、ご意見になっています。

それから、2点目についても、読み取れる箇所があるかということですので、事務局で今はどうですか、最終的にどうするかではなくて、ご指摘に対してどうするか、方向だけ

とりあえずご回答いただけましたら。短時間で文章をつくってしまわなきゃいけないので、もちろんあまり長文の書き込みはないという前提だと思うんですが。

○事務局 価値観の変化等の書き込みについては、少し検討させていただきます。

それから、ハードなものの中にいろいろな祭りとかいう部分については、それが重要だという具体的なことについては、3ページの一番上のところに、歴史都市においては、いわゆる歴史的風土と言われる歴史的・文化的遺産と、それを囲む自然的環境、その上に地場産業の風景とか、あるいは祭りなどの伝統行事とか、あるいは住民の様式、こういったものが重なることによってそれが形成されていると。それらを今後引き続き創造的な活動の中で美しく磨き、後代に継承されるべきということは、一応(3)では書かさせていただいておつもりです。

それを具体的にどう進めていくかについては、いろいろな事業で応援していくんですけども、例えば私どもでいえば、パブコメにありましたが、まちづくり交付金というような、比較的ソフトなことができる事業手法も持っておりますので、そういう中で支援をしていくということを考えているところでございます。その部分の修文についても、趣旨を踏まえたものを入れてあるというつもりで考えているところでございます。

○委員長 もう少し書き込みの具体的な箇所とかご指摘いただけますか。

○D臨時委員 分かりました。3ページの上のところは確かにそうですね。ただ、何かこれだと、歴史的・文化的遺産を背景にして祭りが行われているみたいな感じで、逆じゃないかと。祭りがあって、ようやく歴史的・文化的風土になるという、そういう見え方がするんじゃないかなと。だから、うまく読み取ればいいんですが、いわゆる地場産業みたいなものとか伝統的行事が乗っかって、初めて自然が歴史的風土というふうになっているように思うんです。だから、両方守ろうということではないのかな。歴史的風土を守ることによって、こういう産業だとか祭りが守られるという関係なのではなくてという意味です。

○委員長 では、今のご指摘で、まず1つは、そういうご意見も加味しながら、よく配慮した上で、このとおりでいかせてほしいというか、若干加えるか。

○事務局 修文案を検討させていただきます。

○委員長 修文案のやり方についてお話しします。もしくは3ページのところの、「歴史都市においては」という部分を逆転させまして、日本の都市とか、あるいは集落まで書くかどうかは別ですけども、もともとこういう歴史的・文化的資産、歴史的・文化的資産が

あるので、ちょっと書きづらいといえば書きづらいんですが、自然的環境と都市の暮らしとか産業とかは一体であって、特に歴史都市においては、歴史都市はもうこの部分で定義してありますから、それが継承されたり保存されたりしているとか、そういう書き方をするか、多分どちらかしかないと思いますので、現状の書き方の中で、原案どおりいくか、ちょっと字句を入れるか、そこをひっくり返すかぐらいではないでしょうか。いかがでしょうか。

○事務局 修文を検討させていただきます。

○委員長 はい、分かりました。ではH専門委員。

○H専門委員 やっぱり伝統行事の邪魔になってくるのは電線があると思うんです。それは伝統を活かすために電柱するということが前提に含まれると思うんですが、最近、全国いろいろなところに行くと、電柱に看板がかかっているんです。看板収入はばかにならないものですが、我々も自分たちの土地に置いている電柱を、自分たち自身が看板費用を払わないと、他の人に貸されちゃうので、本当は電柱がないほうがいい。電柱をなくしたいと思うと、どこかで国土交通省は、例えば2010年からは電柱広告はもう許しませんという発言の根回しを今しておけばできるかなということ。だからそうしたインセンティブをなくさないで、なかなか変わっていかないと思うので、どこかそれが盛り込める、権利を持っているのは道路だと多分国土交通省の管轄になると思いますので、そこで考えていただきたいことが1つ。

自分たちは最近いろいろな祭りを開催することがあるんですが、そのときの警察の応援のときに、できれば馬で来てくださいというお願いをすると、だめだと言われるんです。だから、東京都内だけしか馬に乗らないというふうになっていて、うまい方法はないかということを考えて、伝統のあるところに配慮がある、セキュリティを守ることはあるけれども、それなりの景色とか雰囲気壊さないもっとフレンドリーなやり方を、多分警察側からだけだと、国土交通省の「ようこそ日本」の押しがないと、なかなか変わっていかないことですから、皆だれも馬に乗れないわよ、その予算はどこから来るのかとか言われます。細かいことではあるけれども、ただ変わったという、フレンドリーになったとか、大きなことだけじゃなくて、小さなことでもやっぱり喜びが違ってくると思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長 今のご指摘のまず第1点については、もし加筆するとすれば、6ページのところに実はかなり具体的に景観地区制度の活用、景観重要建造物の指定等と出ているところ

の次に、電線の無電柱化ですね、これは国土交通省で最近、王子地区がやっています。ですから、そこまで具体的に書き込むかどうかということかなと私は思います。

○H専門委員 書いてほしいですね。2010年はもう……。

○委員長 それから2点目はですね、どうするかちょっと私では分かりかねますので、つい先日か、北側大臣がトム・クルーズにお会いして、何かいろいろ大いに、外国映画には開放するというこのようですから、我々の日本の中でももうちょっとそういうことがあってもいいのかもしれないので、とりあえず、それはどうするかはちょっとご検討いただきたいと思います。

それで、一通りご発言いただいて、ちょっと修文のする箇所、しない箇所のご判断をまずいただかなきゃならないものですから、E臨時委員もしくは委員長代理、いかがですか。

○委員長代理 今、なぜ歴史的風土の保存の必要性があるのかという、2ページのところにも、精神性、日本人の持つ精神的なよりどころも踏まえて、古都保存の必要性というのはしっかり書いていただきましたので、この提言書自体に何か1つの魂が入ったように思っております。

他のパブリックコメントにもありますように、今これを国民の認識を含めて誇りとなる国づくりを進めていくための重要な施策になるべく、これからの課題としては、どういうふうに、最後の「おわりに」のところ、国民各一層の理解と協力を期待したいとあるんですが、これはどんなふうに理解と協力をしていくのかなというところまで本当は見えるといいなと思うんですけども、どういう形でこれをまた発信していくのかということについて、これからの課題としてあると思います。

それから、この文章自体の、もし間に合って入れていただければと思いますのは、4ページの(2)「歴史的な風土に対する住民等の価値意識」のところ、**「歴史的な風土は、生活の営みの中で引き継がれ」**で、**「生活の営みの中」というところの後に、生活の営みの中と、それからやっぱり生産活動の場でもあり、経済活動の場でもあるという、そこを是非入れておいていただきたいと思うんです。**同じように5ページの下(2)ところも、やはり**「それぞれの地域の人々の生活の営みの中で」とあるんですが、その生活の営みの場であると同時に、生産活動や経済活動の場であるというところがこの歴史都市のなかなか生きにくいところなんですね。非常にここが一番、古都保存の中でいつも開発と保存の中で揺れ動くところで、問題点としては、生活の営みの中という中には経済活動も含まれているという解釈もできなくもないんですけども、あえて経済活動なり生産の活動とい**

うところを入れることによって、この歴史的風土を維持していくことの困難性というのが多少は分かっていただけだと思うんです。日常生活だけの中でちょっとそごがあるというんじゃないで、一番大きくそごし、矛盾していくのはやっぱり経済活動の中でいつも揺れ動く、対立していくことがほとんどなので、多少そういう問題意識の中で経済活動の場でもあるというふうに、他にもちょっとあったかもしれません、今、目についたのはその2か所なんですけれども、付け加えていただければと思います。

○委員長 今、2か所のご指摘がありました、いかがですか。

○事務局 事務局としては、例えば5ページの一番下の5行目のところにあるような、生活の営みの中には、委員長代理が言われたように、生産活動、経済活動も含めた生活という意識では書いておるつもりなんですけれども、もっと明確にということであれば、どの部分にどんな格好で入れるか少し検討させていただきたいと思います。

○委員長代理 1か所ぐらいは経済活動の場というのもお願いします。

○事務局 分かりました。

○委員長 一通り意見言っていた後で、まとめて修文をしたいと思う箇所についてもう1回再度言っていて、ちょっと時間をとって、修文案をご発言いただいてからセーラ委員の発言にした方がいいんじゃないかと思うんですが、多分セーラ委員発言している間に修文していただくと、多分皆さん聞けないので、その方がいいんじゃないかと思っています。E臨時委員、いかがですか。

○E臨時委員 もう修文ということじゃなくて、自分の問題整理ということでお聞きをいただきたいと思いますが、とにかく先ほど、今まではばらばらに、文化だったら文化財、その景観、緑、それぞればらばらに所管も違ってやられていたものが、ここに先ほど説明がありましたように、歴史的な風土の保存・活用を軸としてという総合的な発想をしよう、そしてそれぞれの諸立法を連携しながらということですから、そこは大変斬新だと思います。

ただ、古都保存行政の理念の全国展開という話でありますから、そこで古都保存法に与えられた武器が具体的に書かれるのかなと思ったんでありますが、そこはなかなか難しいんだろうと思います。

だから、3の(1)の最後ですね、国として保存・継承される方策を、法制面、事業面、税制面から検討すべきである。この内容は、古都保存の具体的な武器も含めて、是非ご検討いただきたいということでもあります。別に修文どうこうでは……。

○委員長 はい、ありがとうございます。A委員、どうですか。

○A委員 じゃ、一言だけ申し上げますと、前回よりはだいぶ良くなったかなという感じで、何と言いましょうか、美しいものってそんなに強くないので、それなりに生きていくという感じでいいんじゃないかと思っております。

経済活動の話は、私も将来的には美しさと経済活動というものは両立するととてもいいわけで、ハーモナイズすればいいわけなんだけれども、今のところ多分経済活動が入ってくると、美しいものは吹き飛ぶという関係があるものですから、まあまあ抑え目のトーンでやむを得ないかなと考えています。

文言的には6ページの(3)というのがありまして、3行目ですが、「当該風土にそぐわない物件や活動の改善」というところがありますけれども、これは「活動」が入っているのは何を念頭に置いておられるのかよく分からないので、物件だけでもいいじゃないかという気もしますが、物件のということであれば、「物件の排除」という言葉も入れてほしい。「除却」でもいいんですけれども、「排除あるいは改善」というような感じで入れていただくと、もっとはっきりするかなというのが1つです。活動については、もし何か考えておられるなら教えていただきたい。

それからあと3段落目で、景観法の話が出てまいります。これは質問なんですけれども、景観という概念そのものがかなり広い概念ですので、ある程度こういう歴史的な風土みたいなものも取り込める、そういう入れ物なんだろうとは思いますが、多分それでくみ尽くされない部分があるはずなんです。だから、とりあえず使えるところは使うということなんだろうけれども、しかし落ちる部分があるねということは、これは書かなくても結構なんです。それは指摘しておきたいと思います。

○委員長 今のご意見に対していかがですか。

○事務局 まず活動のところですけども、先ほどD臨時委員からありましたように、歴史的風土というもの、あるいは歴史都市における特質というのは、ハードなものに加えて、いろんな祭りとか生活の営みというようなソフトな部分も一緒になってできているという部分があって、ここではそぐわないのが物だけではなくて、例えば外宣車が走り回っているような、物じゃないんですけども、音ですとかにおいとか、いろいろなハードな物以外のそういうものもあるであろうということで、活動という言葉を入れさせていただいたところでございます。

改善の中には実は排除という意味合いも私ども含めて、明確には書いてないんですけども

ども、例えばそれを具体的に実現するための手法として、下の「また」のところが10行目ぐらいのところにありますけれども、その「また」以降の真ん中以降に、これは景観法に基づく措置の1つですけれども、既存の建築物について、良好な景観の形成に著しい支障のあるものについては、適合措置命令というものがやれるという精度がございます。この間ご説明に行ったときにそこまでご説明できなかったのも、そういうものもあって、今ある既存の建築物について、排除といいますか、適合措置をとらせるということも含めて我々は考えているというところでございます。

○委員長 よろしいですか。

○A委員 ちょっと逃げてるといった感じがするんですけれども、適合措置命令はいいですが、では本当にどのぐらい出てくるか、出せるかどうか、そういう決断ができるかどうかということが1つで、そこら辺が問題なんです。できることになっておりますということの結果こうなって、現状のまちづくりというのはこうなっているわけだし、それから景観法の電柱の限定性ということもあり得るわけだから、そうじゃなくて、改善という中に排除というのを読むというのは日本語としては無理だと思いますし、それを入れているんだというのであれば、明確に入れられたらいいんじゃないかと思いたすけれども、いかがですか。

○委員長 改善するための措置ぐらいとか何かですか。どうですか。「除却」入れますか。

○事務局 すみません。除却という言葉で入れさせていただきたい。

○委員長 少し強く出るという。はい。

○高梨審議官 これ、やはり日本語になってないというご指摘だと思います。物件の改善とか、活動の改善というのはよく分からないと思いますので、これは我々、昔から明日香の甘樫丘から見えるコンクリートプラントを何とか移すことができないかというのは長年悩んでいる案件で、正にその点をA委員がご指摘で、法制的には非常に難しい点があって、景観法のと看に、形態意匠ですから、本体をいじる話でなくて、景観面のところまではできたんですけれども、歴史的な風土の保全という観点からいくと、まだまだ十分な措置にはなっていないと我々も認識しておりますので、ちょっとここはA委員がおっしゃったような、いわゆる阻害物件の除却だとかという明確な形で上を書かせていただいて、下の方はなかなか難しい面がありますので、まず景観法を活用させていただくというようなトーンで修正させていただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、私も委員としての発言でございます。4ページでございますが、加筆された、先ほどH専門委員から、NPO等でもっと書きなさいという話がありました。その次の「多数存在する」というよりは、多数か少数かというのはよく分からないので、むしろ全国各地に存在しているとかそういう言い方のほうが、各地とか、数ではないほうがいいのかなという気がいたします。

それから、5ページ目でございますが、前回から変わってない箇所ですけれども、歴史的建造物等の「等」のところでありまして、もともとこういう公園緑地課で所管しているということがありますので、「建造物・庭園」ぐらい書いていただいた方がどうかということでありまして、そこら辺はできればご検討いただきたいなと思います。

それから、6ページ目でございますが、追加された箇所ですけれども、6ページの上から小さい段落の3段目で、「さらに、これらを実施する上での前提となる工法、材料の開発、技術者の育成等技術力の向上」ですが、その前に、ここら辺は例えば、これらを実施する上で前提となる伝統的技術とか工芸の継承とか伝承とか発展とか革新とか、そういうのをまず最初に言って、工法、材料はそれに向けての工法、材料だと思うんです。その担い手としての、そういう伝統的な技術とか風土を踏まえた技術者が育てほしいという意味だと思いますので、少しそういう伝統的な技術とか工芸とかそういうような言葉が入ってきた方がいいのかなという気がいたします。

それから、6ページ目のところで、これも加筆されたところでございますが、下の段でありますけれども、「歴史的・文化的資産の保存・活用に対し、多様な主体の参画を促し、取組みを活性化」というところで、必ずしも主体的に動かなくても主体であるということで、いわゆるステークホルダーですよね。だから、「多様な主体、関係者の参画」とか、そのぐらいを書いても、主体という日本語ではわりとある程度積極的に自ら意思を持ってというニュアンスとしての言葉もありますので、どうしてもやはり、巻き込んで参加してもらわないといろいろな意味で困るという、基本的に民有のこういういろいろな資産が多いものですから、そこの当主の方々とか、相続権を持っているの方々を含めて、またその隣に住んでいる方とか、いろいろな方々がありますので、少し書き込んでもいいのかなという。

つまり、当事者の方は、これは自分たちの資産としてどうしても処分せざるを得ないという中で、むしろ外部の方が一生懸命保存してほしいという、うまくいってないというケースが多々ありますので、少しそうかなと。つまり保存を訴える方だけが主体ではないと

思いますので、そういう感じです。

細かい点ですので、そこら辺は最終的にご判断にお任せしますが、どうしてもさらにと
いうご意見があればあれですが、じゃH専門委員、どうぞ。

○H専門委員 1つだけ、今の話を聞いてよく読んでみると、5ページのところに歴史的
な風土を構成する歴史的な建物などや自然環境の保全に加えということですが、道を加え
ていただきたい。だから、日本の一番認めない、美しくないところは道路だと思うので、
建物がよくても、庭がよくても、道が寂しかったらあまりいい感じがしないから、道を加
えていただけたらありがたいです。

○委員長 宿場町でいえば、街道ですよ。

○H専門委員 街道だけじゃなくて、一般生活道路が日本では非常に第3世界的なつくり
で、乱暴だから、今の道路を壊すという意味じゃないけれども、もっと民間とか、そこに
住んでいる方々がよくできる仕組みが必要だと思います。今、手をつけられないからです。

○委員長 公共施設の空間そのものとかを扱えということだと思いますので、ちょっとこ
れはどうするか、ご検討ください。

○H専門委員 例えば日本の決まりで、同じ歩道の大きさとかも、これまで曲げた道路を
真っすぐにしてしまったとか、道がまちの雰囲気や壊してしまっているところがあるんで
すから、避けては通れないことだと思います。

○委員長 わかりました。

○I専門委員 道路等の公共物ぐらいに言ってもいいかもしれないですね。橋とかですね。

○H専門委員 そうですね。じゃあ道と橋も含めて公共物。だから狭い理解の仕方をする
と、道は入ってないんですよと後で言われる。

○I専門委員 民間の所有だけじゃなくて、公共の持っているものもちゃんとしてほしい
ということをおっしゃっている。

○H専門委員 でも公共とも限らない。もしかして町道かもしれないし、もしかして県道
かもしれないし、もしかして農業道路かもしれないから、結果的にだれの持ち物であって
も、町とミスマッチしていると思います。

○委員長 いずれにしろ、この段落は要するに財産権によっても、民間の部分について規
制を強化してきちんとしましょうというのがもとの書いてある内容なので、基本的には今
の道路の部分は、農道を含めて公共施設ですので、公共施設の美しさとか品格とかをどう
するんだというご指摘で、ちょっとどうするかを、修文等について考えていただければ。

○H専門委員 是非入れてほしいと思います。というのは、入らないと、入ってないような感じになりますから。

○委員長 事務方ではいろいろ大変だとは思いますが、一応、今の判断で、こちら辺は修正したいというところについては言っていて、修正の文案はまたちょっと少し時間をとりますが、それで締めないと永久に終わりませんので、1回この辺で締めさせていただきますと思います。

じゃまず、ここは加筆するしないを含めて、いろいろざっと1ページから言っていたいただけますか。

○事務局 じゃあ確認させていただきます。まず1ページのところに、価値観が変わってきているというようなことを、何らか加筆をさせていただきますと思います。

2ページのところは、特段ご意見がなかったかと思います。

3ページの上のところについて、歴史的・文化的資産に自然的の上という格好ではないかというご指摘、これについては修文案を考えたいと思います。

4ページの(2)の「生活の営みの中で」というところについては、生産活動とか経済活動というようなことがどんなふうに入れられるかを少し修文案を検討したいと思います。

(3)のところですけども、「NPO等」というところを少し具体的に追加する修文案を考えたいと思います。

5ページ目ですけども、委員長からありましたように、(1)の「このため」のところを一たん切ってはどうかというような修正のご提案をいただきまして、その辺も含めて、そこは修正を検討したいと思います。それから、今H専門委員からあった公共施設の美しさの部分、修正がうまくできるかどうか分かりませんが、どんなことが考えられるか少し検討してみたいと思います。それと、委員長が言われた歴史的建造物だけでなく庭園もということについても少し考えてみたいと思います。

ちょっと順番戻りますけれども、「このため」のところで一たん切ってはという話の中で、総合性の話を書き込めという話がありました。これも委員長のご指摘で、切るのとあわせて表現ぶりを検討したいと思います。

6ページでございますが、まず技術の部分で、上から7行目ぐらいのところですけども、新しい工法の開発の前に伝統的技術の継承等を書くべきではないか、これについても修正をいたします。

(3)のところですけども、「物件や活動の改善」のところについても、先ほど高梨審

議官からありましたように、ここも修文をさせていただきます。

電柱の無電柱化等の表現をというH専門委員の公告の問題、あるいは委員長のご発言を踏まえて少し修文を検討したいと思います。

それから、6ページの下から5行目のところですが、「多様な主体」のところについて少し表現を考えてはというご意見、これについても修文を検討いたしたいと思います。

○委員長 どうしてもこの箇所はということがなければ、以上で一たん修正箇所はこれにしまして、時間は5分でできますか。とりあえず読み上げるだけで結構だと思うんです。こんなふうという、てにをはもちろん省かれて結構ですから。

○事務局 少しいただいた方がいい。

○委員長 ですから、配り直すのではなくて、読み上げていただいて、今度H専門委員の発表の期間中に今度ワープロを打つという段取りでどうかと思うんですが、10分以上かけちゃうと次の日程にも影響があると思いますので、いかがですか、段取りについては。その間、ちょっと小休止ということに。具体的に言いますと、25分に修正案の発言をしていただいて、30分までに終了ということで、その間は小休止ということで。

(休 憩)

○委員長 では、再開してよろしいですか。修文の案についてお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、修文の案について申します。先ほどご発言いただいた順のほうが多分わかりやすいと思うので、そうさせていただきます。

まず一番最初にH専門委員から、「NPO等」では狭いというお話です。場所は4ページ、2の(3)、上から3行目、「NPO等も」のところ。こちらについては、「NPO」の後に、「NPOや公益法人、民間企業等も」とつなげさせていただいて、例示を加えるという形でよろしいですか。

それから、2番目、3番目。まず、2番目はI専門委員から3の(1)、それから委員長からも同じくここを一度切って強調したらどうかと。具体的には、3の(1)の「このため」以降です。ここをとりまして、「このため、当該都市のたどってきた歴史と、市街地に残る有形・無形の歴史的・文化的資産の現状を踏まえ、歴史的な風土を活かした総合的なまちづくりの方針について、都市計画区域マスタープランや市町村マスタープラン等に位置づける必要がある」と、ここで切ります。その上で、そして、その当該マスタープランの実現のために、例えば都市計画法に基づく高度地区云々、云々というように、マスタープランにしっかりと位置付けるというところで一たん切らせていただいて、そしてそのマ

スタープランの実現のために、「例えば」以降のものをしっかりと使うという形で強調させていただくということです。これはI 専門委員の総合性のご指摘と、委員長の一たん切るべきというところの修正案でございます。いかがでしょうか。

○委員長 私は結構です。

○事務局 はい。分かりました。それから、4番目のご意見は、D臨時委員から、価値観の話でございます。この価値観のところをどこに入れるか少し悩んだんですが、「はじめに」のところだと少々ぼけるかなという感じもありましたので、1の(3)の最初の行に入れさせていただいてはどうかという案です。1の(3)の「歴史的な風土の保存・継承におけるまちづくりの役割の重要性」の最終行です。「歴史的な風土は、幅広い視点に立った総合的なまちづくりの中で、保存・継承される必要がある」この間に、「歴史的な風土は、国民の価値観の変化を考慮し、幅広い視点に立った総合的なまちづくりの中で」というような形で加えさせていただいたらどうかという案でございます。いかがでしょうか。

○委員長 はい。

○事務局 それから、5番目は同じくD臨時委員から、年中行事がむしろ風土というものを成り立たせているのではないかというご意見です。同じく3ページの一番上の行でございます。ここについては2行目、「それを取り囲む自然的環境の上に」と、これがどうも先にベースがあって、その上に乗っかっているという印象を与えますので、この「上に」のところを「一体となって」と変えてはどうかという案です。「歴史都市においては、今に伝わる歴史的・文化的資産と、それを取り囲む自然的環境と一体となって、当該都市の風土に根ざした醸造業や」というふうにつなげるという案でございます。よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○事務局 それから6番目については、H専門委員から電線の地中化、無電柱化の話です。これについては6ページです。6ページの3の(3)でございます。少し今回は詳しく例示を入れさせていただいたところに、無電柱化という言葉を加筆しようと思います。具体的な位置は、6ページの下から7行目、「景観地区制度の活用や景観重要建造物の指定」の後に点を入れて、「無電柱化」という単語をしっかりと加えるという形にしてはどうかと思います。よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○事務局 それから7番目は、委員長代理からです。生活の中にはしっかりと経済とか生産活動とかそういう視点が入るべきというご意見です。これにつきましては、今こちらに

入れてはどうかと考えております。4ページの(2)になります。当方の当初の案では、地域の人々の生活という中にすべて含めたような形になっていたんですが、1か所、それに反するような書き方が2の(3)、ページでいきますと4ページの価値意識のところの上から6行目です。「歴史的な風土は住民の日常生活の場であるため、価値が認識されにくい」、ここだけは住民の日常生活というふうにお住まいの方の印象が強くなっています。このため、この「日常」をとるとということもあるんですが、ではなく、ここにしっかり「日常生活や生産・経済活動の場であるため」という形にして、ここでしっかりとほかの生活の場というものを書きあげるといような形で入れてはどうかという案です。よろしいでしょうか。

○委員長代理 はい。

○事務局 ありがとうございます。それから8番目はA委員からの、先ほどの除却の話でございますが、このように加えてはどうかということです。6ページの(3)、上から3行目でございます。「当該風土にそぐわない」のところ。「当該風土にそぐわない物件の修景・除却」、それで一点切って、「活動の抑制など」という形で明確に書くという形です。「当該風土にそぐわない物件の修景・除却、活動の抑制」、「改善」ではなく「抑制など、歴史的な風土の保存・活用に限らず」という形はどうかという意見です。いかがでございましょう。よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○事務局 はい、分かりました。

9番目以降は、委員長からのご意見です。まず1つが、4ページ、1の(3)、先ほどH専門委員の「NPO等」のところの部分です。「全国各地多数存在」という数ではなく、全国にあると言うべしということから、「多数存在する」を「全国各地に存在する」とストレートに書くということです。委員長、よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○事務局 10番目が、5ページ。3の(1)、真ん中のあたりになります。「歴史的な風土を構成する歴史的建造物等や自然的環境」の間に、「歴史的建造物・庭園」と入れると。これで邸宅というんでしょうか、別荘のようなイメージが出るという意味だと思います。よろしいですか。

○委員長 はい。

○事務局 11番目、これも委員長からのご意見で、1枚めくっていただいて6ページで

す。6ページの上から6行目、「前提となる工法、材料」というパーツの前に、まず「伝統的技術の継承」という言葉を加えるべきということです。そのまま入れさせていただきます。さらに、「これらを実施する上で前提となる伝統的技術の継承とともに、工法、材料の開発、技術者の育成等技術力の向上を図ることが必要である」、このような形にする。

12番目は、同じく委員長からのご意見です。同じ6ページの下から5行目です。「多様な主体の参画」だけだと、積極性のある方だけという印象になるということから、「多様な主体や関係者の参画を促し」という形で巻き込むというお話でしたが、そのような表現にさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○事務局 それから、最後、13番目のご意見はH専門委員から道のお話がありました。これについては2か所を変更いたします。まずは、2ページ、1の(2)「国民共有の資産である全国の歴史的な風土」の最初に、どんなものが歴史的な資産かという例示がございます。ここに「道すじ」という言葉を入れようと思います。現在のものは、「歴史的な建物や園地、古い町並み、掘割や水路、古墳、遺跡や城址、社寺仏閣や社叢林、棚田や里山、ため池や湧水等といった」という形で道が抜けてましたので、これをここに加える。「歴史的な建物や庭園、古い町並み、道すじ」という形で入れさせていただく。これが1つです。

それともう1つは、その展開に向けてのところでも道筋を加えます。3の(1)です。この真ん中の段でございます。具体的ないろいろな手法を「一体的に適用することにより、歴史的な風土を構成する歴史的建造物等や自然的環境の保全に加え」というところにも、同じく「道すじ」という言葉を入れてはどうか、2か所を加えたらどうかという意見です。

以上、13か所、13の意見への対応案です。

○委員長 かなり丁寧にご検討いただいてどうもありがとうございました。やはりいろいろ直すときがまたさらにあるかもしれませんが、やはり限界がありますので、一応これで、非常に丁寧にフォローしていただいたということで、是非これで締めさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。今の資料2-1にただいまご説明いただいた修文を加えるということをもって、この小委員会の報告として取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○D臨時委員 これを3時過ぎに部会に渡すんですか。

○委員長 はいそうです。小委員会から。

○D臨時委員 とりあえず案で渡すんですね、当然。おそらくもう一遍読まれたら、この

「はじめに」と最後、「おわりに」というのはまだ表現があれだと思います。おそらくこれは、全部納得されてないんじゃないかと思います。趣旨は僕はいいと言ったんですけども、表現はまだ変わる可能性がある。美しさを楽しめるというのは、あまり全体の価値観にとっては大した重みのある表現ではないように思うんです。美しさを楽しむのに歴史的風土をどうのするんじゃないかと、もうちょっと重いのが多分見つかるんじゃないか。見つからなければこれでいいですけども。だから、あえてこれ、完成というよりは、事務局側でかた苦しい表現は和らげるということをここで宣言しておいていただければいいんじゃないかと思います。

○事務局 部会でご議論いただいたらいいかと思うんですけども、実はこの「その美しさを楽しめる」という表現は、今日ご欠席のF 専門委員の発表等にあつたものを入れさせていただきますので、そのところをご理解いただければと思います。内容については部会でご議論いただければと思います。

○委員長 では、その修文した結果を見てということもあろうかと思うので、そういうことで、今の資料2-1に、ただいまのご説明を加えた修文をもって小委員会報告ということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

今後の時間配分でございますが、続きまして2番目の議題のセーラ・カミングス専門委員のご報告をいただいて、おそらくその終了時間が3時5分から10分ということですね。実質の部会の再開は3時15分ぐらいでしょうか。それとも切りますか、もっと手前で。

○高梨審議官 部会は出席される委員の先生方が別におられるものですから、3時からということでご案内させていただいております。

○セーラ専門委員 ちょっと早口でしゃべりますから大丈夫です。

○委員長 じゃあ3時で締めるという目標で、セーラ専門委員には時間少し短縮で申しわけございませんが、よろしくお願いします。

○セーラ専門委員 10分で十分ですから。

○委員長 よろしく申し上げます。

○セーラ専門委員 先ほどの道を配慮していただきましてありがとうございました。日本に今一番足りないのは道（みち）というか、道（どう）というか、その考え方やライフスタイルが一致してないところで、もう一度哲学のある道を考えていただきたいと思っています。我々は小さな町ですが、小さな小布施は合併せずに、むしろ小さいだけに小回りがきく、より細かく面倒を見ていけるということでもあると思っています。我々が精いっぱい

歴史に学んで、今の道を考えて、馬力を持って走ってますので、その説明をしたいと思えます。

私自身が初めて日本に来て、葛飾北斎にあこがれて、北斎の絵に描かれた昔の日本の風景は非常に活発的な風景、美しい景色で、よく見ると、例えば川舟があったり、たくさん動きがあることや、あるいは同じ浴衣でもみんな微妙に柄が違うテキスタイルの文化とか、粋な生活が見えてきます。あるいはこの橋も形がすごく良かったとか、そうしたものをたくさん毎日のように北斎のコレクションや世界中のものを見ることから、昔に戻れとは言いませんが、今のあるべき姿、自分たちのライフスタイルづくり、生活づくりをどう考えればいいのかと考えています。

北斎の絵に描かれた傘を参考にして、傘職人さんをお願いしてみると、全部役割分担の仕事になって、上のカップを違う人がつくり、漆をつける人は違う人で、針をつける、糸をつけるなどなどがみな別々で、職人さんの高齢化が進んで、なかなか厳しい状況にあったのですが、「ヘノカップ」ではありませんが、それでもやっていきたいと思ったのです。そこで最初はできないと言われたのですが、粘り強く頼んだところできるようになったのです。

今日本で足りないのは、旦那文化だと思います。どうも戦後の日本は、行政自身が旦那になったつもりで、税金を使っていろいろなことをああでもない、こうでもないやってきましたが、とんでもないと思います。もう一度旦那文化を旦那に戻して、地元の人には地元のことをやってみる。残念ながら、こうした造り酒屋は夢もあるし、歴史もあるし、信念もあるけれど、ないのは資金力だけなので、やはり税金に力が全部吸い取られてしまい、本当に苦しい状況にあります。

江戸時代に北斎を小布施に招いたのは榊一市村酒造場の五代前の当主、高井鴻山でしたが、昔は楽だったからできたのではなく、むしろ昔も実力以上の頑張りがあったからこそ、今日があると思います。例えば岩松院というお寺にある北斎の鳳凰の天井絵を寄附したときには、持っているお金を寄附しただけではなく、半分借金してまでやったわけです。

今、本社工場の上から見る景色には、北信五岳の山と麓の波が見えますが、その瓦の古さはコケが生えているゴワイ瓦に見ることができます。小布施町は人口1万2,000人の小さな町ですが、年間120万人が訪れます。会社の敷地の真ん中に笹庭と呼ばれる中庭があるのですが、こうした緑のあるところが駐車場に舗装され、お土産屋さんになってしまふかもしれないところですが、そうではなく、芯がある中心でないといけないの思い

から、緑を生かしていますが、実は大きな建物が無い空間がそこにあるのは、そこが昔、酒屋の仕込み用の桶を干す場所だったからです。

そこに生える木なども自分たちが植えたものですが大きな木も移植して、四季のある喜び、新緑の喜び、あるいは紅葉の喜びなどを持たせてくれています。桝一の再構築に取り組んだときに、昔の写真が何千枚とありましたので、桶の迫力もあるし、看板の迫力もあるし、そうしたものを参考にした上で始めましたが、今の造っている4種類の酒には全部オリジナルな提案になっています。また、江戸時代にかすは酒骨（さかぼね）と言っていたのですが、□一（桝一）、□一□一□一□一と背骨のように、なかなか分かりにくいことで、しゃれているつもりで通じないかもしれません。酒骨はかすは捨てるどころじゃなくて、その骨の一番大事なところだったという気持ちなのですが、ちょっと急ぎでやります。

やはり昔の写真を見てゆくと、人が一番で、環境を変えるのは人、また環境が人を変える力があるから、自分たち自身の腕で、自分たちの環境を変えていこうということで、町の景観を整えてきたことが分かります。桝一の再構築をしたときに、格子で隠す配慮をしたNTTの電話ボックスと自動販売機が2つあって、それは20年前には景観賞を頂いたものだったのですが、そういうものもなくして、インスタントのものよりも熟成した喜びを楽しんでいこうと。喜びのあるもの、楽しみのあるものが無理なく継続できるものになる。苦しみながらも、その中の喜びを見つけることって大事なことでしょう。

（写真説明）先ほどの蔵部が今の外観です。最初はコンクリートの壁だったのですが、それを剥がして、自然を取り戻した形で、地元の若者が酒蔵に入って楽しめること、蔵と倶楽部をひっかけた蔵部はそうした文化サロンでもあるとして、江戸時代に北斎が小布施に来たきっかけは人だったと思うので、人と人のつながり、人を巻き込んでいくことが重要なことだと思っています。ですが、残念ながら日本に来てみると、ハレた日はハレてない、むしろ毎日が同じような日になってしまっていること、五節句の料理も味わっている人は少ないし、そうした文化は造り酒屋、あるいは食料品を造っている会社こそ生かすべきことですから、毎月ゾロ目の日に合わせて「小布施ツシヨン」という講演会とおしゃれなパーティを併せた文化サロンを5年前に始めました。この会も今度60回目を迎えるんですが、学生の参加は無料にしております。学生はたくさん参加します。

旦那文化というのは、育成がすごく大事です。一度だけ刺激を受けて足りるものではなく、熱が冷めないうちに次の刺激があることが旦那文化の役割だと思っています。この会は夜6時半から始まって、8時までゲストスピーカーの話を聞いて、その後、質問が出る

だけ続けてからパーティーに移り、夜の12時ぐらいまで続きます。その後、2次会として2時とか3時まで続いて、年に1回はオールナイトの会をやるのですが、やはり名刺交換だけで物事を終わらせないで、むしろ本当にディスカッション、議論の場、もっとぶつけ合える、摩擦が起こってもいいからそういう場をつくっていかうと。そこから「1530（市ゴミゼロ）運動」の運動を始めまして、ごみゼロ運動はいい考えだと思うんですが、年に1回だけでは周りを大切にできないから、15日、30日と2週間に1回、ゴミが大変になる前に動き出せば、やっていけると思ってやっているんです。

先ほどの道のことで、コンクリートがこのようにあるというのは、なぜこのようになきゃいけない、このアクセスパネルがこれだけのピッチというのは日本にしかないと思うので、多分40年前のやり方を考えることなくここまでやってきているような気がしますので、今日はそういうことを言う場ではありませんが、機会があれば頑張っていきたいと思えます。我々のこの機械は道路の掃除機だけではなく、路地とかあるいは歩道も掃除できるものなのですが、こういった機械が日本では一つも動かされてない。国土交通省は、歩道の上を運転させることを許可していませんから、我々がモデル町になって成果を上げて、そのときに再度検討していただけたらとも思っています。

あまり難しいことを言っても、進まなくなりますが、古いものだけではなく、建物と建物との間の空間も大切なのですが、実際何に力を入れていくのか、やはり日本の伝統職、文化と伝統職人がすばらしいものであるから、いつかその一つである桶がOKになるようにしたい。我々の北斎との縁を考えると、桶のあるこの幻の景色を消さない、もう一度復活しようということを考えているんです。今年の4月8日に東京で桶のシンポジウムを開催しましたが、私のニックネームが「台風娘」となっているから、「風が吹けば桶屋がもうかる」というのは自分の出番だと考えて2001年に桶仕込み保存会を立ち上げたのですが、みんなどうせだめだと思ったものでも、誰かが1つでもできる道をつくってあげれば、他のところもやればできると思ってくれるかもしれないので、でも決して楽ではありません。今、全国で桶をつくれる人はわずか5人しかいません。私が出会った桶屋さんは97年に黄綬褒章をいただいたのですが、残念ながら後継者が育てられていない状況だと、賞をあげてもしょうがないでしょう。だったら伝承すべきことなら、その道をつくり出すまでフォロースルーはしていただきたいと思えます。これからの伝統、歴史を活かす中で、その技を活かすことが重要になってくるのですが、職人の給料だけの問題ではなく、誇りを持てる、社会が認めてくれる、評価してくれる仕組みをつくり出す必要があると思うので、是非、

例えば職人文化賞とか、もっと全国的にセレブレートできるような形になればいいなと私は思っています。

よく提案するとだめだと言われる場合に、別枠をつくるとできるということをもって、若者にもこの柿をつるした風景とか食文化、生活文化を活かしてもらいたいし、その中で「瓦」が大事だと思っているので、2月に総理大臣に会いまして、「改革を止めるな」ということは、変わらなきゃいけないということで「瓦なくちゃ」ということでお願いして、国土交通省のご協力を得て、今、何とか実行できそうな状況になりつつあります。戦後の日本の小さな町のマッカーサーの農地解放があったために、旦那が自分たちの持っていた土地が分散されて、だんだんおかしくなってきたというのが、少しずつではありますが、昔の形ではありませんが、そうした地域の配慮を持って、例えば駐車場だったら、木のあるところであったりという。今も進行中で「榊一客殿」というゲストハウスを造っていますが、来年あたりに北斎の使ったアトリエ再生の完成に向かいます。その事業にあたっているのが修景事業の若者なのですが、彼らの「かわいい子に旅(たび)」というのは、私流で言えば、「足袋人(旅人)」になってほしい、袋というのは職人の世界に入っていたきたいということをしているんです。頭で考えることだけではなく、自分の力で実行して、自分たちの町は自分たちでつくるんだということが大事だと思います。今、「榊一100年」の仕事をやっているところです。

時間がないので急ぎですが、このミニサイズの町は、ダイトサイズ、人のヒューマンスケールに見合った町ですので、小さくても、小さい喜びがある、そういう町でありたいと思って、「海のない小布施に波をつくろう」というテーマで、自分が実行委員長になり「小布施ミニマラソン」を開催しています。今年4年目になるのですが、3,300人のランナーが路地を走ったり、堤防を走ったり、あるいは野の道を走ったりする大会を通じて、町のきずなと協力体制を強くして、また新しい人が入ってくる刺激の場を提供していこうと思っています。

以上、時間がないので、現在の取組みを簡単に説明しましたが、最後に国土交通省の宿題でもないんですが、一緒に電柱を埋設するために、今、「鬼は外、電柱は内」というキャッチフレーズで、電柱のない町があったら、こんなにいいところになるということを考えているのですが、国土交通省のやり方は1本の道単位でやっていますが、我々は1つの町をそっくりやりたいと思っています。多分、どうやってやれば経済的にできるかという研究活動をちゃんとやって、ほかの国々、経験者にも学んで、新しい仕組みをつくっていけ

ば、十分により少ない財政でも、よりその力を伸ばしていけると思います。

そのために、どうしても閉鎖的になると、新しいやり方がわいてこないですから、むしろそういうところに新しい風を取り入れてやっていきたいなと思ってます。また小布施は造り酒屋がある町ですので、造り酒屋があるというのは水がおいしかったところですから、今でもそんなに悪いわけじゃないですが、山は雁田山がコンクリートを採るために削られ、枯れた山にされているところを今日からでも停止をして、もうその山を枯らさない方向を検討していただきたいとか、課題は山ほどありますが、時間がないので、1つずつ、しようがないと思わないで、仕方があるんだというふうによくしていきたいとしたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長 どうもありがとうございました。

この後、引き続き部会もごございますので、その場でまた、委員の方々もそのままご出席いただく形でよろしいですね。そのときにまた、セーラ専門委員の今のご報告に対しての質疑等の意味を込めた発言があっても結構ですので、時間も押してますから、本日の小委員会については、2つの議題は無事終了したと、終わりにしたいとしたいと思います。よろしゅうございますか。

じゃあ、事務局から一言よろしくお願ひしたいとしたいと思います。

○事務局 委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、古都保存行政の理念の全国展開小委員会の報告をお取りまとめいただきまして誠にありがとうございます。

今、委員長からお話のありましたとおり、この後、開催予定の第10回歴史的風土部会に委員長からご報告いただき、了承されましたら、ホームページ等で対外的に公表いたしまして、今後の古都保存行政に関します様々な施策に対する提言という形で大いに活用させていただきますたいと存じます。

続きまして、議題3、その他ということで、議題を用意させていただいているんですが、古都保存行政の理念の全国展開小委員会の審議終了についてご了承いただければと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 ただいま事務局からもお話がございましたが、古都保存に関しましては、まだまだ議論が尽きないことをごぞいますけれども、前回の小委員会でも、私からまた発言させていただいておりますが、小委員会としましては、本日をもちまして最終回としまして、これまで議論してきた考え方をまとめまして、提言という形で国、都道府県、市町村の行政に対する今後の施策の在り方をアピールするといった面での成果といたしますか、1つの

区切りを出すことができたのではないかと考えております。

今後につきましては、この貴重な歴史的風土の保存の全国展開について、国及び各地方公共団体、それからいろいろな関係機関が連携を図りつつ取り組んでいただくことを是非期待したいと思っております。

そういうことで、この後、引き続き部会がございますが、小委員会としましては、本日ももちまして、この場をもちまして審議終了ということにさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

そこで、最後でございますので、ご出席いただいている高梨審議官からご発言、ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高梨審議官 一言御礼のごあいさつを申し上げます。

この小委員会、昨年8月に第1回が開催されてから、計6回にわたりまして、また鎌倉、金沢という歴史的な都市、古都に足をお運びいただきまして、またそこでもご議論をいただいたところでございます。さらには各委員の先生方から、それぞれヒアリングがなされたということで、このような小委員会の運営というのは、私も今まで経験したことがないところでございまして、事務局として十分な行き届かない面があった点があろうかと思いますが、それはお許しをいただければと思っております。

今回は非常に幅広い視点から古都保存行政の理念の全国展開という難しい課題につきまして、様々な角度からご意見をいただきました。そして、まずは発想を変えなくてはいけないということ。あなた方は、全国で貴重な歴史的風土がどんどん今も消えていることをもっと十分認識しなさいということでございました。それを踏まえて、法制面も含めていろいろ最近景観緑三法をはじめ、まちづくり交付金制度というようなことで、それぞれの地域で取り組みやすいような実態は出てきているわけですが、それだけではなくて、やはり国として取り組むべきことが多々あるのではないかとご指摘をいただいたところでございます。

本日、小委員会報告をお取りまとめいただいたわけでございますけれども、この審議の間に国土交通省のさらなる重点的な取組みを図れという各委員の皆様方から励ましのお言葉をいただきましたので、この小委員会の報告、さらには審議の途中でいただきましたいろいろなご意見を踏まえて、これからの行政の展開に努めていきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

○委員長 どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして、第6回、最終回でございますが、古都保存行政の理念の全国展開小委員会を終了いたしたいと思っております。長期間にわたるご審議、どうも大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

— 了 —